

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部改正（案）の概要

所沢市ひと・まち・みどりの景観計画の改定に伴い、景観施策の施行に必要な事項を定めている景観条例についても、景観計画の実効性を高める規定の追加等の改正を行います。

1. 事前協議制度の創設について

大規模建築物については、より効果的に所沢らしい景観形成の誘導を図る際に、一定の期間が必要になるため、景観法第16条第1項に基づく届出の前に、景観形成基準に関する協議を義務付けることとします。また、良好な景観づくりに必要な事項について、協議者に配慮を求めることのできる規定を設けることとします。

2. 届出対象行為の整理について

法に基づく届出に関する規定の整備を行います。